

別表1 提出書類一覧【◎印は必須、○印は該当する場合に提出してください。】

	個人	法人	提出書類の内容 【※印の書類は、申請日前90日以内に発行されたものに限りです】
※登記事項証明書(会社・法人)	/	◎	・履歴事項全部証明書 【問合わせ先】 登記所(法務局・地方法務局・その支局及び出張所) https://www.moj.go.jp/MINJI/minji11.html
※身分(身元)証明書	◎	/	・禁治産又は準禁治産の宣告の通知、後見の登記の通知及び破産宣告又は破産 手続開始決定の通知の有無を証明するもの 【問合わせ先】 本籍地のある市町村
※登記されていないことの証明書	◎	/	・成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がない(後見・補佐・補助を受 けていない)ことを証明するもの 【問合わせ先】 東京法務局後見登録課または全国の法務局・地方法務局の本局の戸籍課 https://houmukyoku.moj.go.jp/tokyo/static/i_no_02.html
委任状	/	○	・本店代表者以外の支店長等に岐阜県との取引上の権限を委任する場合は、委任 状を提出してください。 (権限委任が規定された社内規程等の写しでも可)
使用印鑑届	◎	◎	・県との取引に使用する印鑑を鮮明に押印のうえ、印影のみカラーで作成した ファイルを添付してください。 法人印(角印)を使用しない場合は、代表者印欄に代表者印のみを押印してくだ さい。
※納税証明書(国)	◎	◎	・消費税及び地方消費税において未納の税額がないことを証明するもの(個人の 場合は(その3の2)、法人の場合は(その3の3)) 納税義務が免除されている場合においても提出が必要です。 【問合わせ先】 税務署 https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/O1.htm ※ 電子納税証明書での提出が可能です。 ※ 納税情報の添付自動化には未対応です。
※納税証明書(県)	○	○	・すべての税目において未納の徴収余がないことを証明(完納証明)するもの 【問合わせ先】 岐阜県内の県税事務所、自動車税事務所又は県税窓口コーナー https://www.pref.gifu.lg.jp/page/5946.html
法令の規定により営業上の許認可 を必要とする場合にあっては、そ の許認可証の写し	○	○	・産業廃棄物収集運搬業許可 医薬品の販売業の許可 労働者派遣事業許可 旅行業登録票 一般乗用旅客自動車運送事業の経営許可 一般貸切旅客自動車運送事業の運輸免許 屋外広告業登録証 古物商許可 ほか
財務諸表	/	○	・財務諸表のうち「貸借対照表」及び「損益計算書」 ※直前1期分(事業終了日から2カ月未満の場合は、前々期分でも可) ※営業年数が1年未満の場合は提出不要
事業税等申告書	○	/	・所得税、事業税等申告書「損益計算書、資産負債調、減価償却費の計算書」 ※直前1期分 ※営業年数が1年未満の場合は、「個人事業の開業・廃業等届出書(開業届)」 を提出すること。
振込口座確認書類	◎	◎	・預金通帳の写し、ネットバンクの場合は「銀行名」「預金種別」「口座番 号」「口座名義(カナ)」がわかる部分の画面コピー、振込口座が表示されて いる請求書のひな形、金融機関が発行する残高証明書等で「金融機関名」「支 店名」「口座種別」「口座番号」「口座名義(カナ)」が確認できるものを提 出してください。 ・複数口座の登録はできません(1事業者1口座登録です)。
くじ引きに係る委任状	◎	◎	・電子調達システムで見積額が他者と同額の場合は、岐阜県職員が代理でくじ 引きを行います。 ・「くじ引きに係る委任状」は委任者(岐阜県と取引をする本店、支店又は営 業所等)で作成してください。 ・「使用印鑑」様式で押印した代表者印を押印してください。 ・印影のみカラーとなるようにPDF等で準備してください。
その他	/	○	・登記上の本店と営業上の本拠となる事業所の住所(所在地)と異なる場合 は、異なる旨を記載した任意の様式を添付してください。